

# 復興整備計画

（第5回変更）

新地町・福島県

平成25年9月27日

**1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）**

新地町の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

**2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）**

- ①命と暮らし最優先のまち……自然災害については、被害を最小化する「減災」の理念に基づき、命と暮らし最優先の災害に強い社会づくりを進める。
- ②人の絆を育むまち……かけがえのない郷土を大事にし、これまで培ってきた地域コミュニティなどを大切に、人との絆を育むまちづくりを進める。
- ③自然と共生する海のあるまち……豊かな自然と地域文化に恵まれ、農業、漁業を基幹産業として暮らしを向上させてきた経緯から、農地の復旧と漁港の復興を図り、海・里・山を活用し、自然の豊かさを感じられる「海のあるまち」の再興を進める。

**3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）**

(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向  
 災害に強い地域づくりを進めるため、津波被害を受けた沿岸部の全壊集落を既存市街地周辺の標高10m以上の場所で再建、JR常磐線の移転に伴う新駅周辺に新たな拠点市街地を再生する。常磐線跡地に(主)相馬亙理線を高盛土で整備し、第2次防潮とするとともに、その沿岸部には防災公園、内陸側では農地の復旧を図る。

- (2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）
- ①常磐線を内陸に移転し、その跡地に(主)相馬亙理線を高盛土で整備する。
  - ②全壊した沿岸部の集落は、津波危険性が高いため、災害危険区域にして、集団移転を行なう。移転先は、コミュニティの維持と交通、福祉サービス等の生活利便性が得られる既存市街地に近く、概ね標高10m以上の場所とする。（B-1～B-7地区）
  - ③JR常磐線と新駅の移設と連携した市街地整備を行ない、嵩上げ等を含めた安全な新たな町の拠点を形成する。
  - ④甚大な被害を受けた沿岸部の農地は、農地として復旧することを基本としつつ、農業上の土地利用との調整を図りながら、減災のための防災緑地や水産業・観光施設用地等の復興のために必要な施設等の土地利用の用途を検討する。
  - ⑤(主)相馬亙理線より西側の堆積土砂の少ない農地の復旧を進め、農業の大規模化・共同経営化等を図る。また、津波被害を受けていない地域では、既存の土地利用を基本としつつ、一部で集団移転事業の住宅地を確保する。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

**4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）**

事業区分	図面記号	事業に係る事項	
(1)市街地開発事業	A-1 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～29年度
(2)土地改良事業			
(3)復興一体事業			
(4)集団移転促進事業	B-1 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(作田東地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度

	B-2 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(作田西地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B-3 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(岡地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B-4 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(雁小屋地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B-5 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(大戸浜地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B-6 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(富倉地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B-7 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(雁小屋西地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
(5)住宅地区改良事業			
(6)都市施設の整備に関する事業	C-1 地区 C-2 地区 C-3 地区 C-4 地区 C-5 地区 C-6 地区 C-7 地区 C-8 地区 C-9 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	新地特定環境保全公共下水道事業(新地処理区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～29年度
	C-10地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	海岸堤防事業(木崎地区海岸防潮堤) 福島県 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度

	C-11地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	海岸堤防事業(埴浜地区海岸防潮堤) 福島県 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	C-12地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	海岸堤防事業(谷地小屋地区海岸防潮堤) 福島県 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	C-13地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	河川事業(三滝川) 福島県 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	C-14地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	都市計画道路事業(浜畑磯山線) 福島県 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	C-15地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	都市計画道路事業(樋掛田浜田線) 福島県 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	C-16地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	都市公園事業(埴浜防災緑地) 福島県 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	C-17地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	都市公園事業(釣師防災緑地) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	C-18地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間 特定環境影響評価	都市高速鉄道事業(東日本旅客鉄道株式会社常磐線) 東日本旅客鉄道株式会社 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～29年度 法第72条に基づく特定評価書は1月7日に関係機関(東北運輸局長, 福島県知事)へ送付済み
	<u>C-19地区</u>	<u>事業の名称</u> <u>実施主体</u> <u>実施区域</u> <u>実施予定期間</u> <u>種類</u>	<u>新地駅周辺津波復興拠点整備事業</u> <u>新地町</u> <u>別添の復興整備事業総括図のとおり</u> <u>平成25年度～平成29年度</u> <u>津波復興拠点整備事業(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)</u>
(7)津波防護施設の整備に関する事業			

(8)漁港漁場整備事業			
(9)保安施設事業			
(10)液状化対策事業			
(11)造成宅地滑動崩落対策事業			
(12)地籍調査事業			
(13)その他施設の整備に関する事業	B-1 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(作田東地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B-2 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(作田西地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B-3 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(岡地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B-4 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(雁小屋地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B-5 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(大戸浜地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
<b>5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）</b>			
平成24年度から平成29年度まで			
<b>6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）</b>			

(注) 4 復興整備事業に係る事項の、(4)集団移転促進事業B-1～B-5地区と、(13)その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅整備事業)のB-1～B-5地区の区域は重複する。

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）									
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考		
					拡大	縮小			
1	集団移転促進事業	B-1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1ha			
			地域森林計画区域	変更		1ha			
		B-2地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		3ha			
			地域森林計画区域	変更		3ha			
		B-4地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		3ha			
			地域森林計画区域	変更		3ha			
		B-5地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		2ha			
			地域森林計画区域	変更		2ha			
		2	市街地開発事業	A-1地区	都市計画(土地区画整理事業) [新地町決定]	変更	18.3ha		
		3	都市施設の整備に関する事業	C-1地区 C-2地区 C-3地区 C-4地区 C-5地区 C-6地区 C-7地区 C-8地区 C-9地区	都市計画決定(公共下水道事業) [新地町決定]	変更	17.0ha		
C-10地区	都市計画(防潮の施設) [新地町決定]			決定	1,060m		名称 1 木崎地区海岸防潮堤		
C-11地区					550m		名称 2 埴浜地区海岸防潮堤		
C-12地区					970m		名称 3 谷地小屋地区海岸防潮堤		
C-13地区	都市計画(河川) [福島県決定]			決定	200m		名称 1 三滝川		
C-14地区	都市計画(道路) [福島県決定]			変更	5,340m		名称 3・6・120 浜畑磯山線		
C-15地区					790m		名称 3・6・121 樋掛田浜田線		
C-16地区	都市計画(緑地) [福島県決定]			変更	24.5ha		名称4号 埴浜防災緑地		
C-17地区	都市計画(緑地) [新地町決定]			変更	16.9ha		名称5号 釣師防災緑地		
C-18地区	都市計画(都市高速鉄道) [福島県決定]			決定	2,490m		名称 1 東日本旅客鉄道株式会社常磐線		
C-19地区	都市計画(一団地の津波防災拠点市街地形成施設) [新地町決定]			決定	23.7ha		名称 新地駅周辺一団地の津波防災拠点市街地形成施設		

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。













4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許 可	第29条第1 項・第2項 の開発許 可	第43条第1 項の建築 許可	第59条第1 項から第4 項までの都 市計画事 業の認可 等	第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許 可	第15条の2 の開発許 可	第10条の2 第1項の開 発許可	第34条第1 項・第2項 の許	第20条第3 項の許可・ 第33条第1 項の届出	法第39条 第1項の許 可	第37条第1 項の許可 等
1	集団移転促進事業	B-1地区	○ ○	○									
2	集団移転促進事業	B-2地区	○ ○	○									
3	集団移転促進事業	B-3地区	○ ○	○									
4	集団移転促進事業	B-4地区	○ ○	○									
5	集団移転促進事業	B-5地区	○ ○	○									
6	集団移転促進事業	B-6地区	○ ○	○									
7	集団移転促進事業	B-7地区	○ ○	○									
8	<u>都市施設の整備に 関する事業</u>	<u>C-19地区</u>	○										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。  
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。  
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

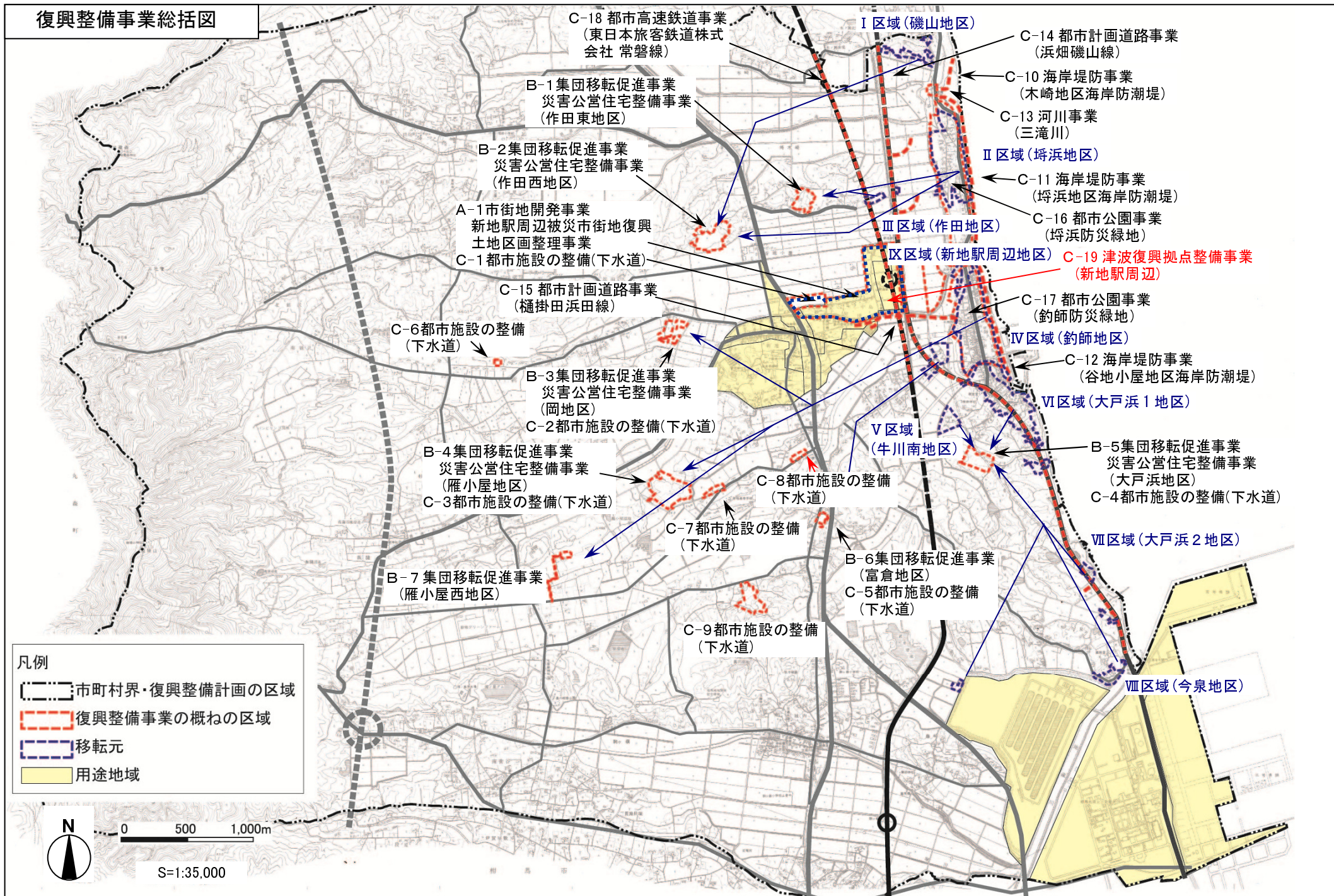


# 土地利用構想図

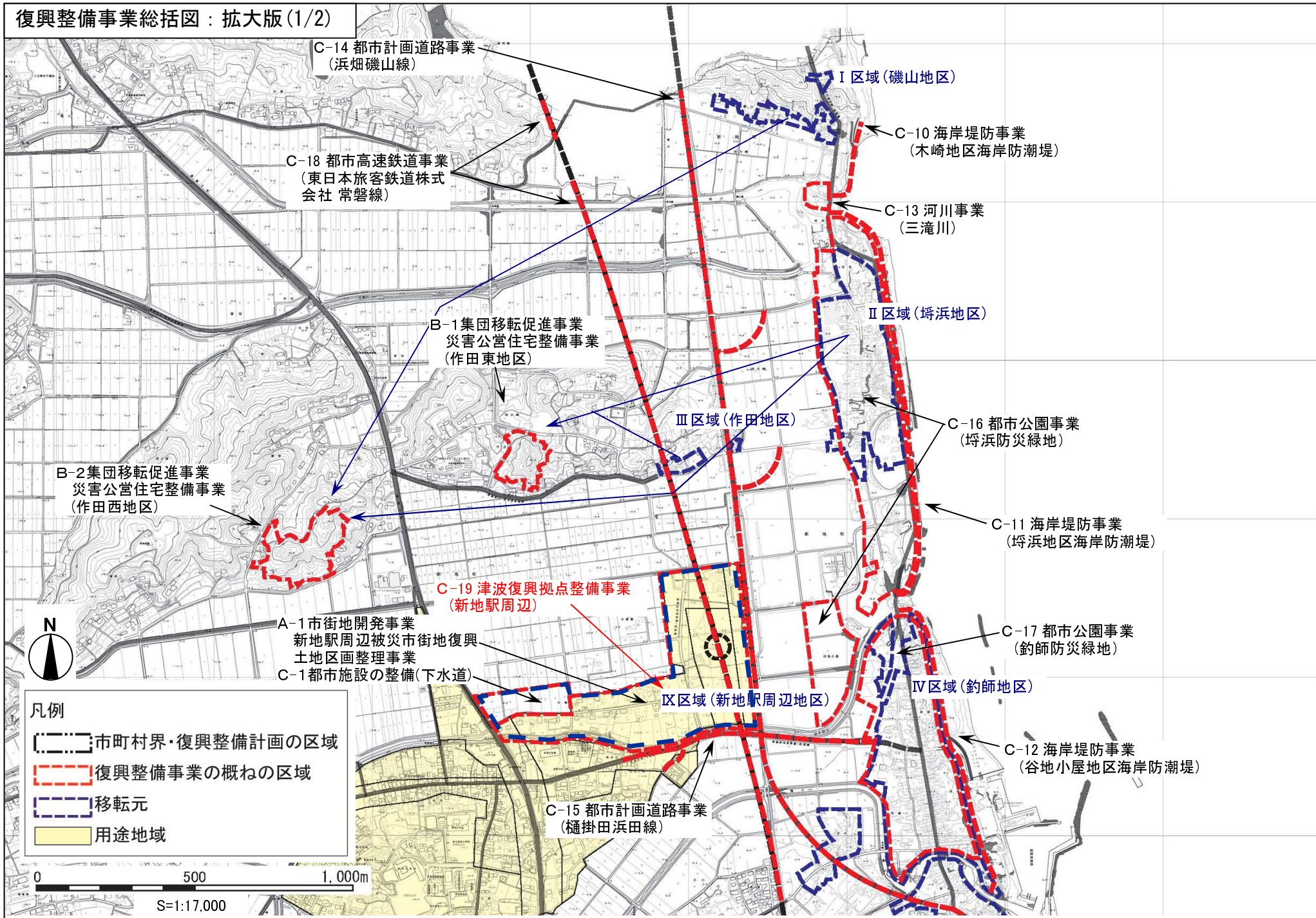
凡 例	
	復興整備計画の区域
	既存の市街地、中心的な農村集落
	農地・農村集落
	工業エリア
	山林
	農地復興エリア
	水産業・観光エリア
	農地又は防災緑地
	市街地復興エリア
	集落復興エリア(移転想定)
	(主)相馬亙理線(復興道路)(嵩上げ)
	JR常磐線
	主な道路
	防潮堤



# 復興整備事業総括図



復興整備事業総括図：拡大版(1/2)



復興整備事業総括図：拡大版(2/2)

